第

2250

묽



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 3月 11日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 住居兼店舗の家賃や光熱費

**Q**:私は小売業を営む個人事業者ですが、 次のような費用は必要経費になりますか。

- ・店舗と住居を兼ねている借家の家賃
- ・上記の借家にかかる光熱費や電話代
- ・商品仕入れ用にもレジャー用にも使っている乗用車のガソリン代や減価償却費

A: 合理的な方法で区分して、業務に要した部分の金額を明らかにすれば、その業務用部分は必要経費となります。

## 【解説】

事業所得の必要経費となる費用は、売上原価や販売費、一般管理費など、業務に直接関係する費用でなければなりません。

つまり、家事のために要した費用は必要経費とならないわけですが、個人事業の場合、費用によっては業務用の費用と家事用の費用が混然として区分がはっきりしないものがあります。こうしたものについては、合理的な方法で業務用部分と家事用部分とに区分すれば、その業務用部分は必要経費とすることが認められることとなっています。

合理的に区分する方法とは、例えば、家賃であれば店舗部分と住居部分の面積で、自動車の減価償却費やガソリン代であれば走行距離で、光熱費や電話代であれば使用時間で按分するといった方法をいいます。

なお、これらの区分ができないものについては、原則として必要経費とすることはできません。







